

# 監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 子ども未来部  
子ども政策課、保育幼稚園課、子ども支援課、子ども保健課、  
子ども子育て応援センター、子ども発達センター

3 監査の期間 令和4年12月12日（月）～令和5年2月14日（火）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和4年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

## 【指摘事項】

### 1. 収入事務

- ① 雑入の調定において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…税外収入（条例、規則等で確定しているものを除く。）の徴収…に関する事。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあった。  
(子ども支援課)
  
- ② 未熟児養育医療費徴収金において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第2条第1項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していなかった。  
(子ども保健課)
  
- ③ 母子生活支援施設入所者負担金において、地方自治法施行令第154条第3項で「…納入の通知は、…納期限…を記載した納入通知書でこれをしなければならない。」と規定されているにもかかわらず、納期限を記載することなく納入の通知を行っているものがあった。  
(子ども子育て応援センター)
  
- ④ 子ども発達センター診療料において、佐世保市財務規則第66条の2で「納期限について、法令又は契約若しくは処分に定めがないときは、納入及び債権金額を確認した日から20日以内における適宜の納期限を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限を20日より後の日付で再設定しているものがあった。  
(子ども発達センター)

規則等の再確認を行い、再発防止に努めるとともに、部内での周知徹底を図られ、適正な事務処理を行われたい。